

平成27年5月8日 制定（国空航第4号）

平成28年12月12日 一部改正（国空航第7640号）

航空局安全部運航安全課長

危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領

1. 目的

本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日空航第78号）第2章15-2-4、第3章15-2-4及び第4章15-2-4に基づき、本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）の定める危険物の取扱いに係る業務の規程の審査を行うに当たって必要な細目的事項を定めることを目的とする。

なお、この要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、他の同等な方法によることができるものとする。

2. 運航規程（附属書を含む。以下同じ。）に規定する内容

(1) 貨物として危険物を輸送しない事業者

- 1) 危険物を受託しないための手順が定められていること。
- 2) 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することが禁止される危険物の情報について、搭乗券の発行される場所及び手荷物を預ける場所等口頭、電子的方法又は書面により効果的に搭乗者に対し周知することが定められていること。
- 3) 「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の2、3及び4で規定された報告を行うための手順が定められていること。

(2) 貨物として危険物を輸送する事業者

- 1) 危険物の受託の方法として、以下の事項が定められており、チェックリスト又はこれに相当するもの（以下「チェックリスト等」という。）を使用し確認することとなっていること。また、チェックリスト等は、当該貨物を輸送した日から起算して3月保管しなければならない。
 - ①危険物に分類される社用品を含む無申告危険物及び誤申告危険物の識別及び拒否のための手順が定められていること。
 - ②「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（以下「爆発物等告示」という。）に定める技術上の基準に従った適切な梱包、マーキング及びラベリングがなされ、書類が作成されていることを確認すること。また、航空法施行規則第194条第2項第5号の規定による国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件にあつては、

承認書が輸送の書類に添付されていることを確認すること。

- ③放射性物質等は、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（以下「放射性告示」という。）に定める技術上の基準その他の基準に従って、適切な梱包、マーキング及びラベリングがなされ、書類が作成されていることを確認すること。なお、航空法施行規則第 194 条第 2 項第 2 号の規定による国土交通大臣の確認を受けて輸送する物件にあつては、承認書が輸送の書類に添付されていることを確認すること。
- ④包装物及び放射性輸送物（以下「包装物等」という。）は漏えいや損傷がないことを確認すること。
- ⑤包装物等は、旅客機で輸送することが許容されていること、又は、貨物機に限り輸送が許容される場合には貨物機専用ラベルが貼付されていることのいずれかを確認すること。
- ⑥包装物等に収納されている危険物が、爆発物等告示別表第 1 に掲げる品名、分類番号（又は区分番号）、国連番号（又は識別番号）及び包装等級（適用される場合）に特定されていることを確認すること。
- ⑦輸送の書類に必要な情報の全てが記入されていることを確認すること。当該情報には、内容物により、又は、航空輸送であることにより追加で必要となる情報を含む。
- ⑧チェックリスト等には、確認した者の署名が記載されていること。

2) 情報の提供について、以下の事項が定められていること。

- ①搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行することが禁止される危険物の情報について、搭乗券の発行される場所及び手荷物を預ける場所等口頭、電子的方法又は書面により効果的に搭乗者に対し周知することが定められていること。
- ②貨物を受託する場所において、荷主等（貨物利用運送事業者を含む。）に危険物に関する注意を促すため、荷主等が見えやすい箇所に十分な数の危険物の輸送に係る情報を目立つように掲示すること。当該掲示は、電池を含む危険物の例が分かりやすいものであること。

3) 危険物の保管の方法として、以下の事項が定められていること。

- ①区分 4.1 の自己反応性物質および区分 5.2 の有機過酸化物を含む包装物又は航空機用 ULD は、輸送の間、直射日光を遮り、輸送行程において全ての熱源から遠ざけられ、通気の良い区域で保管すること。
- ②放射性輸送物等は、放射性告示第 12 条に従って保管すること。

4) 危険物の積載の方法として、以下の事項が定められていること。

- ①航空法施行規則第 194 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる物件を除き、危険物を操縦室又は旅客機の客室に積載しないこと。
- ②放射性輸送物等を輸送する場合は、放射性告示及び「放射性物質等の輸送規制について」に従って積載すること。
- ③爆発物等告示第 18 条第 3 項及び第 4 項に従って、危険物の隔離要件に従った積載が行われること。

- 5) 航空機の出発前に機長に対して、書面により、以下に示す危険物に係る情報を通知するよう定められていること。また、それらの書類は、当該貨物を輸送した日から起算して3月保管しなければならない。
- ①航空貨物運送状番号（航空貨物運送状が発行されている場合に限る。）
 - ②品名（特別規定 A144 を適用する場合には、「Aircrew protective breathing equipment (smoke hood) in accordance with Special Provision A144」を追記すること）及び国連番号（又は識別番号）
 - ③危険性の分類番号（又は区分番号）、副次危険性を示す分類番号（又は区分番号）（副次危険性のある物件を輸送する場合に限る。）及び隔離区分
 - ④包装等級
 - ⑤包装物等の個数及び包装物等の正確な積載場所（放射性物質にあつては、放射性輸送物等の個数、第三類黄等の分類、輸送指数（適用される場合に限る。）及び正確な積載場所）
 - ⑥輸送許容物件の各包装物等の正味量又は総量（適用される場合に限る。）。ただし、同一の品名及び国連番号の輸送許容物件を収納した複数の包装物等にあつては、各搭載位置における当該物件の最大量及び最小量。また、日用品については、各包装物等の総質量又は平均総質量。
 - ⑦貨物専用機によって輸送しなければならないものであるか否か
 - ⑧包装物等を降載する空港等
 - ⑨当局から輸送に係る特別な承認を受けていること（適用される場合に限る。）
 - ⑩機長に提供された情報の写しを飛行中に入手できる電話番号（当該航空運送事業者が、機長に対し、不具合発生時に危険物の詳細に代えて電話番号を現地管制機関等に提供することを認めている場合に限る。）
- 6) 「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の 2、3 及び 4 で規定された報告を行うための手順が定められていること。
- 7) 爆発物等告示第 17 条により書類の携行が必要な包装物等について、危険物に係る事故等が発生した場合に備え、航空輸送中の危険物に係る事故等が発生した場合の緊急対応のために必要な情報を、常時速やかに利用できるよう定められていること。また、機長が当該情報を利用できるよう定められていること。
- 8) 危険物の漏えい等を防ぐとともに、漏えいした場合に対応するための手順として、以下の事項が定められていること。
- ① 危険物を収納した包装物等を航空機又は ULD に積載する前に、当該包装物等に漏えい等が無いことを確認すること。
 - ② ULD は危険物の漏えい等が無いことを確認した後、航空機に積載されること。
 - ③ 航空機又は ULD に積載されていた危険物を収納した包装物等を航空機又は ULD から取卸す際、漏えい等の形跡がないことを確認すること。漏えい等の形跡が発見さ

れた場合、当該危険物又は ULD が搭載された航空機内部の位置を確認し、汚染状況を把握したうえで、あらゆる危険な汚染を除去すること。

- ④ 病毒を移しやすい物質を収納した包装物等から漏えいしていることを発見した場合、以下の処置を行うこと。
 - a. 包装物等の取扱いを避ける。又は取扱いを最小限にとどめること。
 - b. 当該包装物等付近の貨物が汚染されている場合、当該貨物は他の貨物と隔離すること。
 - c. 適切な公衆衛生当局あるいは獣医当局に通報するとともに、人に危険を及ぼす可能性のある経由国についての情報を提供すること。
 - d. 荷送人及び荷受人に連絡すること。
- ⑤ 放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置について、「放射性輸送物輸送確認申請書」に添付する「輸送計画書」の記載事項等について「別添 2 に従って対応すること。

附 則（平成 27 年 5 月 8 日 国空航第 4 号）

1. 本要領は、平成 27 年 6 月 30 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 12 日国空航第 7640 号）

1. 本要領は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
2. この要領の適用の際現に許可を受けている運航規程又は認可の申請をしている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。